

燕市告示第 332 号

令和7年度燕市介護サービス事業所光熱費等支援金支給要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

令和7年度燕市介護サービス事業所光熱費等支援金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、光熱費等の高騰の影響を大きく受けている介護サービス事業所に対し、緊急的な措置として、燕市介護サービス事業所光熱費等支援金(以下「支援金」という。)を支給することにより、介護サービス事業所の経済的負担を軽減し、サービスの質の確保及び業務継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「介護サービス事業所」とは、関係法等の規定により新潟県又は本市の指定、許可、認可、認定若しくは登録又は本市と契約を締結したもので、次の各号に掲げる施設又はサービスを提供するものという。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 訪問看護
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 通所介護
- (6) 通所リハビリテーション
- (7) 地域密着型通所介護
- (8) 認知症対応型通所介護
- (9) 小規模多機能型居宅介護

- (10) 短期入所生活介護
- (11) 短期入所療養介護
- (12) 介護老人福祉施設
- (13) 介護老人保健施設
- (14) 認知症対応型共同生活介護
- (15) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (16) 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売
- (17) 居宅介護支援又は介護予防支援
- (18) 有料老人ホーム

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)において使用する用語の例による。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、令和7年7月1日現在において、市内に所在する介護サービス事業所を運営する法人とする。ただし、市内でサービスを提供する者であって、特に市長が必要と認めるものについては、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支給対象者とししない。

- (1) 政治又は宗教活動を目的とする事業を行う者
- (2) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) その他市長が不相当と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、申請日時点で休止届又は廃止届を提出している施設及びサービスは、支給対象とししないものとする。

(支援金の額及び支給の制限)

第4条 支援金の額は、別表の左欄に掲げる施設又はサービス種別ごとに、同表の右欄に定める額とする。

2 支給対象者が、市内で複数の介護サービス事業所を運営している場合は、

当該支援金の額を合算した額を支給するものとする。

3 支援金の支給は、1 支給対象者につき 1 回限りとする。

(支援金の申請)

第 5 条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和 7 年度燕市介護サービス事業所光熱費等支援金支給申請書兼請求書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、令和 7 年 9 月 30 日までに市長に提出しなければならない。

(1) 対象施設・事業所内訳書

(2) 市税の納税証明書又は納税状況確認に係る同意書

(3) 振込先金融機関の通帳の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(支給決定及び支給額確定通知)

第 6 条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理した時は、その内容を審査し、支給の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金を支給すること又は支給しないことを決定したときは、申請者に対し、令和 7 年度燕市介護サービス事業所光熱費等支援金支給(不支給)決定通知書兼支給額確定通知書(様式第 2 号)により通知する。

(支援金の返還)

第 7 条 市長は、虚偽その他不正の申請により支援金の支給を受けた者があったときは、期限を定めて支援金の返還を命ずるものとする。

(帳簿の保管)

第 8 条 支給決定者は、事業に関する書類及び帳簿等を整理し、事業完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

施設又はサービス種別	支援金の額(円)
(1) 訪問介護	140,000
(2) 訪問入浴介護	
(3) 訪問看護	
(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
(5) 通所介護	
(6) 通所リハビリテーション	
(7) 地域密着型通所介護	
(8) 認知症対応型通所介護	
(9) 小規模多機能型居宅介護	
(10)① 短期入所生活介護(単独型、併設型)	210,000
(10)② 短期入所生活介護(空床利用型)	70,000
(11) 短期入所療養介護	
(12) 介護老人福祉施設	840,000
(13) 介護老人保健施設	
(14) 認知症対応型共同生活介護	210,000
(15) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	320,000
(16) 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売	70,000
(17) 居宅介護支援又は介護予防支援	
(18) 有料老人ホーム	210,000

※上記、別表には介護予防・日常生活支援総合事業における指定を受けたものも含む

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

燕市長 様

申請者 住 所

法人名

代表者 氏 名



令和 7 年度燕市介護サービス事業所光熱費等支援金支給申請書兼請求書

令和 7 年度燕市介護サービス事業所光熱費等支援金支給要綱第 5 条の規定
により支給を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 申請・請求額 円

2 振込先及び対象施設

別紙 対象施設・事業所内訳書のとおり

(様式第 1 号 別紙)

対象施設・事業所内訳書

1 法人情報

法人名	電話番号	担当者氏名

2 振込先（法人にまとめて振り込みます）

金融機関	本・支店名	口座種別	口座番号	口座名義人

3 対象施設・事業所内訳

事業所番号	施設・事業所名	施設・サービス種別	支援金額（円）
合 計	円		

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長

令和 7 年度燕市介護サービス事業所光熱費等支援金支給(不支給)
決定通知書兼支給額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった燕市介護サービス事業所光熱費等支援金について、下記のとおり支給(不支給)の決定及び額の確定をしましたので、令和 7 年度燕市介護サービス事業所光熱費等支援金支給要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 支給する

(1) 支給確定額

円

(2) 振込日

年 月 日

2 支給しない

(理由)